

第72回山梨県環境保全審議会（令和7年12月24日開催）

審議事項（2）資料

山梨県生活排水処理施設 整備構想2025（案）について

大気水質保全課

「山梨県生活排水処理施設整備構想2025」(案)の概要

<>内は構想の
ページ番号

1 構想策定に係る基本的事項<P1>

(1) 構想の目的<P2>

- ・生活排水処理施設は、国、県、市町村の各々で所管が異なるため、相互に連携が必要
- ・地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備及び運営管理を効率的かつ計画的に実施することを目的として策定

(2) 現在の構想(平成28年度策定)<P2>

- ・令和7年度及び17年度を中期及び長期目標年度に設定

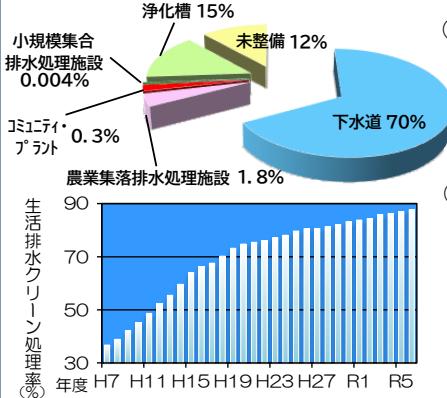
	基準年度 (平成27年度)	中期目標年度 (令和7年度)	長期目標年度 (令和17年度)
目標値(生活排水クリーン処理率)	80.7% (実績)	88.9%	95.8%

2 生活排水対策の現状と課題<P3>

(1) 生活排水処理施設の種類<P3>

集合処理施設 …… 下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等
個別処理施設 …… 净化槽等

(2) 生活排水処理施設の整備とクリーン処理率の状況<P5>



(3) 生活排水処理施設の整備・運営における課題<P9>

① 整備における課題<P9>

- ・集合処理施設の整備事業費の減少
 - ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の遅れ
- ② 運営における課題<P10>
- ・集合処理施設の老朽化
 - ・人口減少、施設稼働率の低下
 - ・下水道への未接続及び浄化槽法定検査受検率の低迷

3 生活排水処理施設整備構想<P13>

(1) 構想の策定方針<P13>

- ① 生活排水処理施設の未整備区域の早期解消<P13>
 - ・人口減少等を考慮した市町村の整備計画の見直し
- ② 施設の効率的な改築・更新及び運営管理<P13>
 - ・処理施設の統廃合による広域化、事務・維持管理の共同化の検討

(2) 構想の策定内容<P14>

① 整備区域の変更とその効果<P15>

- ・7市町の5下水道で、計画区域を拡張(計133ha)し、施設整備を加速
- ・5市町村の6下水道で、計画区域を縮小(計1,154ha)し、浄化槽の整備を図ることで、全体としての事業費を抑制
- ・3市の農業集落排水処理施設等の15の処理場を統合するとともに、1町の下水道をコミュニティ・プラントに転換することで、持続的な生活排水処理システムの構築を推進

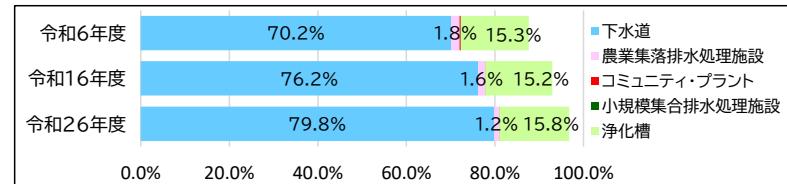
② 生活排水クリーン処理率の目標値<P16>

長期目標年度(令和26年度末)の目標値を95.0%に設定



* 1 国のマニュアルに基づき、中期目標を10年後、長期目標を20年後に設定

処理施設別人口割合



4 生活排水処理施設の整備等の推進<P18>

(1) 計画的かつ効率的な施設整備<P18>

- ・下水道について、整備コストの縮減等を図り、効率的な整備を推進
- ・浄化槽について、市町村と連携した補助制度により合併処理浄化槽の整備を推進

(2) 普及啓発<P19>

- ・下水道水洗化率の向上及び浄化槽の適正な維持管理に係る普及啓発を実施

(3) 進行管理<P20>

- ・構想に対する進捗状況を毎年公表。社会情勢の変化等に応じて構想内容を更新

山梨県生活排水処理施設 整備構想2025(案)



令和 年 月

山 梨 県

目 次

第1章 生活排水処理施設整備構想策定に係る基本的事項	
1 生活排水処理施設整備構想の位置付け	1
2 生活排水処理施設整備構想の策定により期待される効果	1
3 生活排水処理施設整備構想の策定背景と経緯	2
第2章 生活排水対策の現状と課題	
1 生活排水処理施設の種類	3
2 生活排水処理施設の整備と生活排水クリーン処理率の状況	5
(1) 市町村別事業実施状況と生活排水処理施設の整備状況	
(2) 流域下水道の概要と現状	
(3) 生活排水クリーン処理率の推移	
3 生活排水処理施設の整備による効果	8
4 生活排水処理施設の整備・運営における課題	9
(1) 生活排水処理施設の整備における課題	
(2) 生活排水処理施設の運営における課題	
第3章 生活排水処理施設整備構想	
1 生活排水処理施設整備構想の策定方針	13
2 生活排水処理施設整備構想の策定内容	14
(1) 目標年度	
(2) 将来人口の推計	
(3) 今後の処理区域の変更とその効果	
(4) 中期目標及び長期目標	
第4章 生活排水処理施設の整備等の推進	
1 計画的かつ効率的な施設整備	18
2 集合処理施設のストックマネジメント	18
3 生活排水処理施設に係る普及啓発	19
(1) 下水道水洗化率の向上	
(2) 凝化槽の適正な維持管理	
4 進行管理	20
(1) ベンチマーク（指標）の設定	
(2) 進歩管理とフォローアップ	
(3) 構想の定期的な検証と新しい構想の策定	
別図1 山梨県生活排水処理施設整備構想図（中期計画・長期計画）	22
別図2 生活排水クリーン処理率の目標値（中期計画・長期計画）	23
別図3 生活排水処理施設の市町村別整備計画（中期計画・長期計画）	24
別表1 生活排水クリーン処理率の目標値（年度別）	25

第1章 生活排水処理施設整備構想策定に係る基本的事項

1 生活排水処理施設整備構想の位置付け

山梨県生活環境の保全に関する条例第58条では、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために、知事は、市町村と連携して、生活排水の処理施設の効率的な整備に関する広域的な計画を策定することとしています。

また、令和6年3月に策定した「第3次山梨県環境基本計画」では、水質保全のための取り組みとして、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を進めることとしています。

「山梨県生活排水処理施設整備構想」は、これらの規定等に基づき、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めるための計画として策定するものです。

なお、「山梨県生活排水処理施設広域化・共同化計画」は、生活排水処理施設等の老朽化、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化などの生活排水処理施設に係る課題に対し、持続可能な事業運営を推進するための広域的な取組方針として策定するものであり、山梨県生活排水処理施設整備構想の一部として位置付けられるものです。

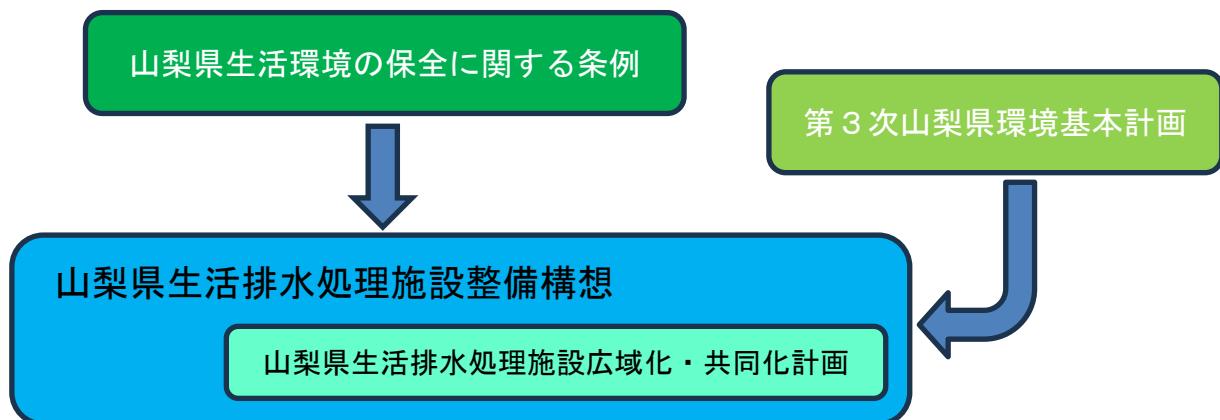


図1－1 山梨県生活排水処理施設整備構想の位置付け（概念図）

2 生活排水処理施設整備構想の策定により期待される効果

各市町村の実情に応じた整備計画が策定され、明確になることにより、未整備区域における施設整備が推進されます。

また、既整備区域についても、長期的かつ広域的な観点からの生活排水処理施設の連携や統合を見据え、効率的な修繕や改築・更新、運営管理手法の検討がなされることで、持続可能な生活排水処理システムの構築が進みます。

さらに、将来の計画が示されることにより、生活排水処理施設の整備や維持管理に対する県民の理解と協力が得られやすくなり、生活排水対策の推進に繋がります。

3 生活排水処理施設整備構想の策定背景と経緯

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、国土交通省、農林水産省、環境省等の国の所管省が異なることや、県及び市町村においても所管部署が異なることから、相互に連携し調整・協力を買う必要があります。

このため県では、生活排水処理施設の県全体の整備を総合的に進めるため、平成9年4月に「山梨県生活排水処理施設整備構想」を策定しました。

構想は、各市町村の整備計画（生活排水処理基本計画等）を基に、地域の実情に応じた効率的な施設整備を進めるものであり、策定以降、社会情勢等の変化等を踏まえ、構想を改定してきました。

現在の構想【山梨県生活排水処理施設整備構想2017】は、平成26年1月に国から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下「構想策定マニュアル」という。）が示されたことを受け、平成29年3月に策定したもので、「構想策定マニュアル」に基づき中期的及び長期的な目標値を設定することとし、令和7年度を中期目標年度、令和17年度を長期目標年度としています。

表1－1 山梨県生活排水処理施設整備構想の策定等の状況

策定時期	平成9年3月	平成15年7月	平成21年1月	平成26年3月	平成29年3月
実施計画期間	平成9～15年度	平成16～22年度	平成21～25年度	平成26～35年度	平成29～令和17年度
基準年度	平成7年度	平成13年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度
基準年次生活排水クリーン処理率*	36.7%	55.5%	73.2%	78.1%	80.7%
目標年度	平成15年度	平成22年度	平成25年度	平成35年度	中期：令和7年度 長期：令和17年度
目標年次生活排水クリーン処理率*	71%	82%	82%	87.4%	中期：88.9% 長期：95.8%
実績	63.9%	75.9%	79.7%	87.0%	—

* 生活排水クリーン処理率：県人口に占める生活排水処理施設が整備された人口の割合

その後、令和3年11月に国から市町村の整備計画の点検・見直しを実施するよう依頼があり、各市町村において整備計画の見直しが進められてきました。また、令和5年3月には、生活排水処理施設の持続可能な運営を広域的に進めるための「山梨県生活排水処理施設広域化・共同化計画」を策定しました。

さらに、前構想の中期目標年度を迎えることから、構想を新しくすることとしました。

第2章 生活排水対策の現状と課題

1 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設には、複数の家屋の生活排水をまとめて処理する「集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設など）」と、各戸の生活排水を個別に処理する「個別処理施設（浄化槽など）」があります。

1 集合処理施設			
国土交通省	流域下水道	2以上の市町村の区域の下水を排除し処理する県が管理する下水道で、市町村の下水を受け入れる幹線と終末処理場で構成	
	公共下水道（広義）	市町村内の下水を排除し又は処理する市町村が管理する下水道	
	公共下水道（狭義）	主として市街地における下水を排除し又は処理するため、市町村が管理する下水道	
		単独公共下水道	市町村が終末処理場を設置し、下水を処理する下水道
農林水産省	農業集落排水処理施設	流域関連公共下水道	
		市町村は終末処理場を設置せずに、県の流域下水道に下水を排除する下水道	
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち都市計画区域外に設置される下水道（単独公共下水道と流域関連公共下水道がある。） 計画人口が概ね1,000人以上10,000人未満のもの	
環境省	簡易排水処理施設	農業振興地域並びにこれと一緒に整備できる農業集落において、市町村が設置する施設。計画規模が20戸以上かつ計画人口が概ね1,000人以下のもの	
	コミュニティ・プラント	山村、過疎、特定農山村のいずれかの地域内において、市町村等が設置する施設。計画規模が3戸以上20戸未満のもの	
総務省	小規模集合排水処理施設	集合住宅などに設置する施設。計画人口が101人以上30,000人未満のもの	
2 個別処理施設			
環境省	浄化槽	各戸に設置し、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設	
		市町村設置型	水道水源の水質保全などを目的として、市町村が設置・管理する浄化槽
		個人設置型	個人などが設置・管理する浄化槽
総務省	個別排水処理施設	地方単独事業で設置する施設。計画規模が年間20戸未満のもの	

図2－1 生活排水処理施設の種類

各生活排水処理施設の整備に当たっては、それぞれの施設の特徴を踏まえた上で、地域の実情に応じた施設を選択する必要があります。

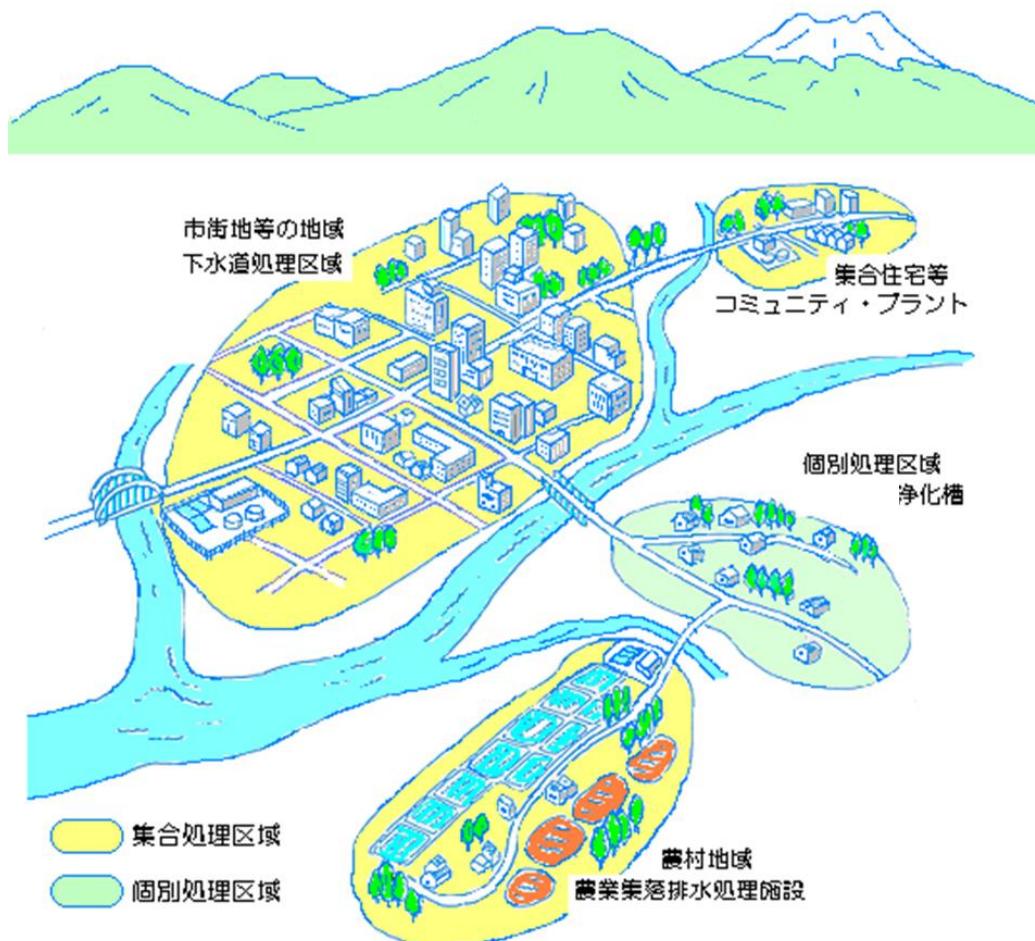


図2－2 生活排水処理施設のイメージ図

表2－1 生活排水処理施設の特徴

処理施設		実施区域	施設の利点
集合処理	下水道	市街地等の人口が比較的密集している地域で実施されます。	面的整備により、効率的に普及を進めていくことができます。 また、一般家庭のし尿や生活雑排水をはじめ、工場排水など多種多様な汚水を一括処理し、安定した水質で放流することができます。
	農業集落排水処理施設	農業用排水の水質汚濁の防止、農村地域の健全な水循環の確保、及び農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農村振興地域等で実施されます。	小さな集落が散在している農村部において、農村の特性に合わせて、集落単位（小規模）で効率的に整備できます。 また、小規模分散型であるため、浄化した水を近くの河川に放流する割合が高く、農業用水として活用できます。 さらに、発生汚泥を有機肥料等で農地に還元できます。
	コミュニティ・プラント	集合住宅など地域ぐるみで生活排水等を処理する場合に実施されます。	建設費が安価であり、短期間で建設できることから、水洗化に対する住民ニーズに迅速に対応できます。 主に新規に造成される団地、既存の集落等定住地域に整備されます。
個別処理	浄化槽	家屋間距離が大きい場合や集合処理に適さない地形の地域、緊急に生活排水対策が必要な地域に適しています。	各戸に設置するため、人口の増減や急峻な地形といった地域の実情に柔軟に対応できます。 また、安価で短期間に設置できます。 さらに、各戸で処理し、処理水を放流するため、身近な河川の水量確保にもつながります。

2 生活排水処理施設の整備と生活排水クリーン処理率の状況

(1) 市町村別事業実施状況と生活排水処理施設の整備状況

県人口に占める生活排水処理施設別の人口割合(令和6年度末)は、下水道が70%で、浄化槽が15%などとなっています。

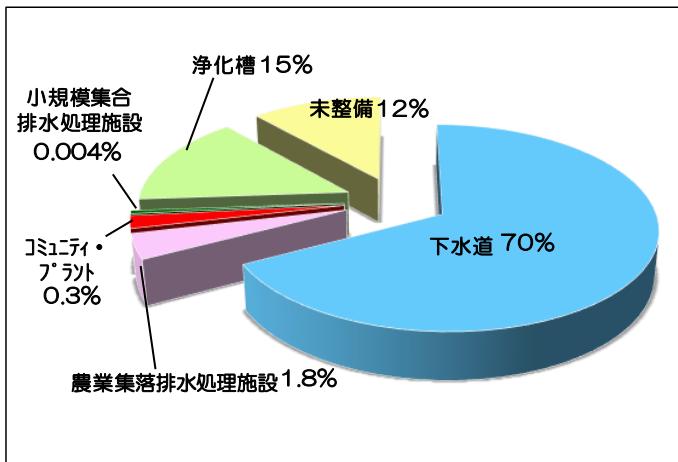


図2-3 生活排水処理施設別人口割合（令和6年度末）

県内市町村では、下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設、浄化槽の5種類の事業を実施していますが、市町村によって実施している事業の種類やその割合が異なっています。

表2-2 事業実施市町村数（令和6年度）

事業の種類	市	町	村	合計
下水道	13	7	4	24
農業集落排水処理施設	6	4	1	11
コミュニティ・プラント	2	1	0	3
小規模集合排水処理施設	0	2	0	2
浄化槽	13	8	5	26

浄化槽事業のみで施設整備を進めている市町村は、南部町、道志村及び鳴沢村の3町村であり、他の市町村は複数の事業を組み合わせて施設整備を行っています。市町村別の施設整備人口に占める生活排水処理施設別の人口割合は、図2-4に示すとおりです。

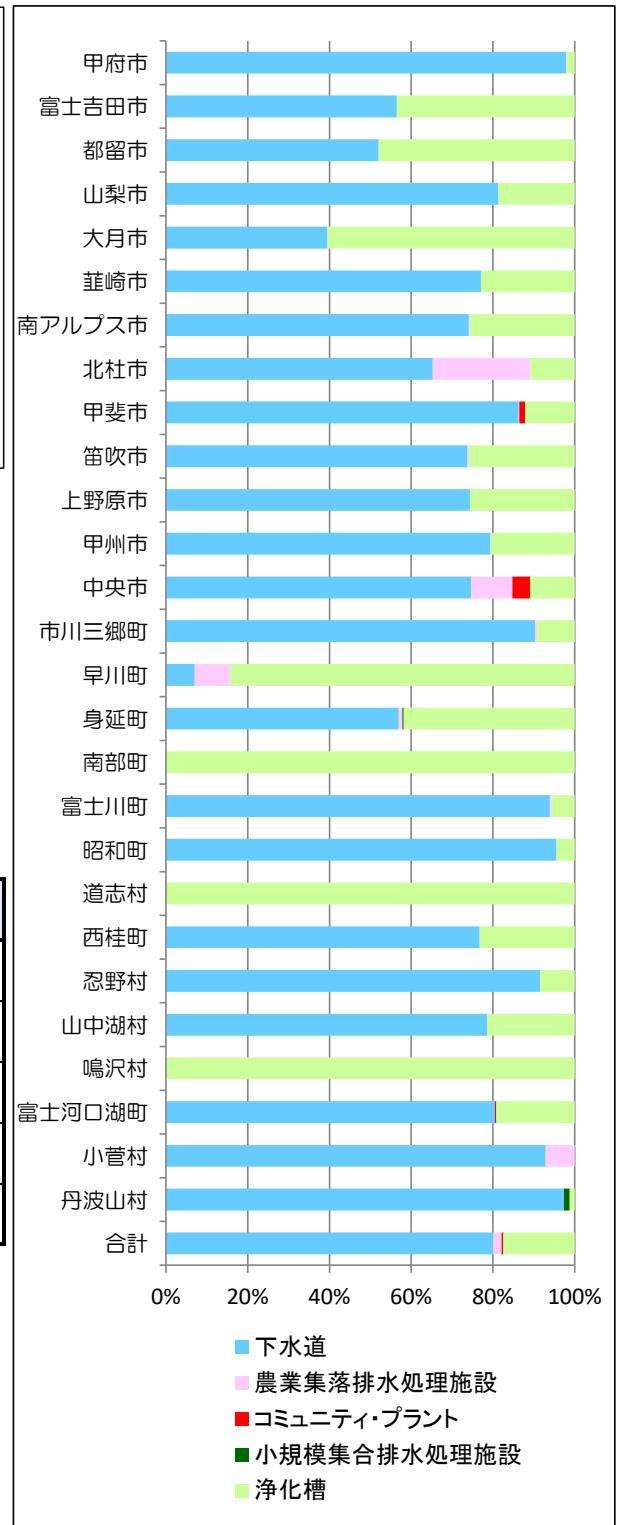


図2-4 施設整備人口に占める生活排水処理施設別人口割合（令和6年度末）

(2) 流域下水道の概要と現状

本県では、相模川（桂川）、富士川（釜無川・笛吹川）流域の水質汚濁対策と生活環境の改善を図るため、昭和50年度に富士北麓流域下水道事業、昭和52年度に峡東流域下水道事業、昭和61年度に釜無川流域下水道事業、そして平成5年度に桂川流域下水道事業に着手しました。

また、下表のとおり、19市町村が各流域下水道において流域関連公共下水道事業を実施しています。

表2－3 流域下水道の概要

	富士北麓流域下水道	峡東流域下水道	釜無川流域下水道	桂川流域下水道
事業着手年度	昭和50年	昭和52年	昭和61年	平成5年
供用開始年月	昭和61年7月	平成元年7月	平成5年4月	平成16年4月
関連市町村	富士吉田市 忍野村 山中湖村 富士河口湖町	甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市	韮崎市 南アルプス市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町 昭和町	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 西桂町

(3) 生活排水クリーン処理率の推移

生活排水処理施設の整備を進めてきた結果、本県の生活排水クリーン処理率は、平成7年度末（初期構想の基準年度）に36.7%であったものが、令和6年度末には87.6%となり、約40年間で51ポイント上昇しました。

なお、前構想の令和7年度末（中期目標年度）における生活排水クリーン処理率の目標値（88.9%）を1.3ポイント下回っています。

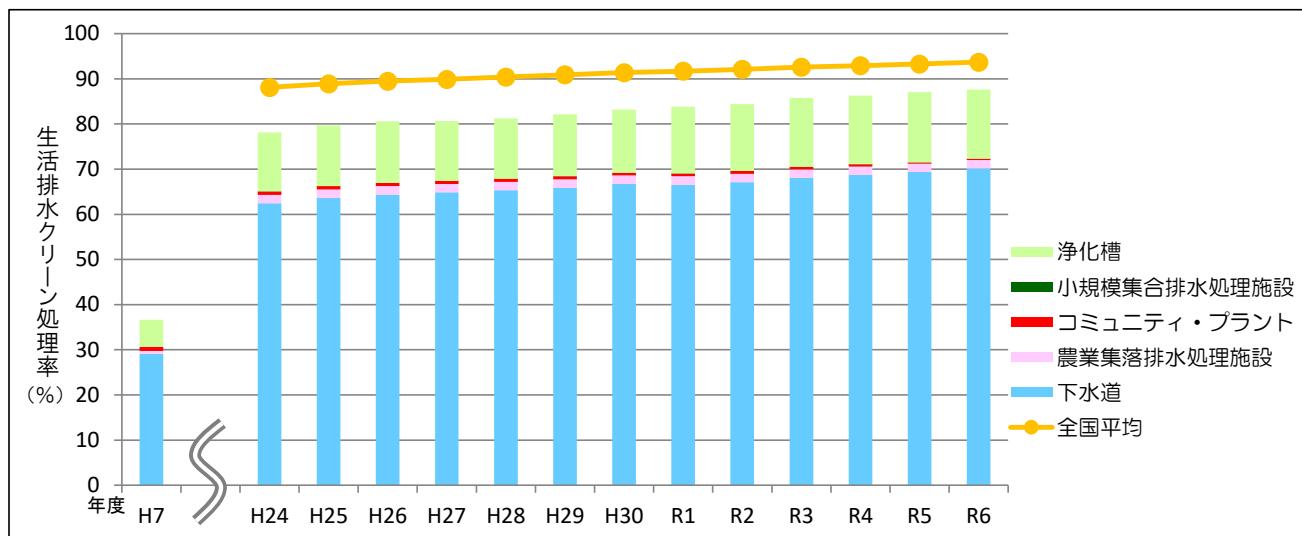


図2－5 生活排水クリーン処理率の推移

また、市町村別生活排水クリーン処理率の推移は、図2-6のとおりであり、全ての市町村で施設整備が進んでいます。

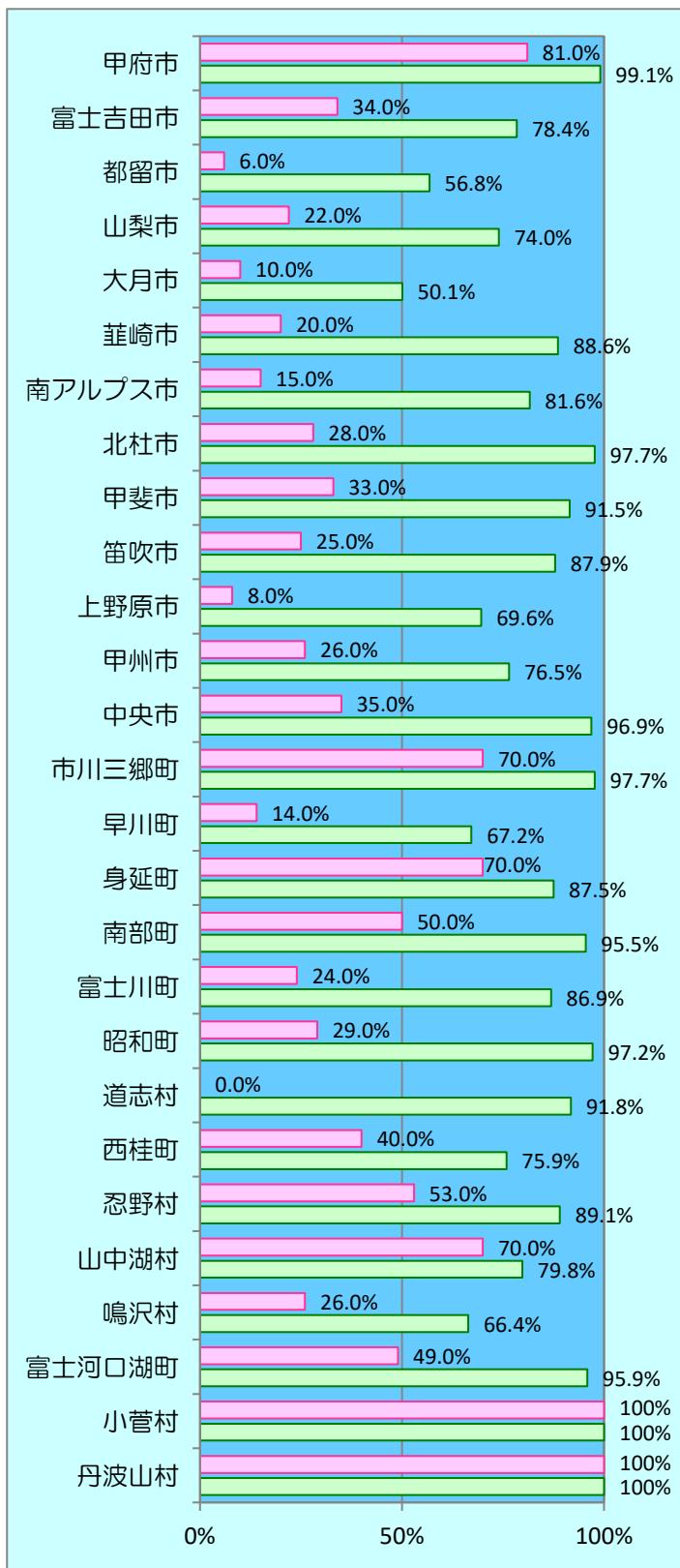
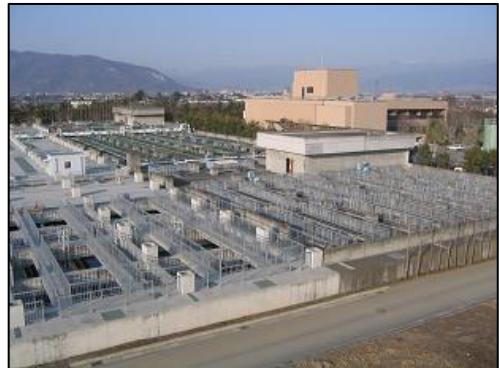


図2-6 市町村別生活排水クリーン処理率

上段：平成7年度（1995年度）
下段：令和6年度（2024年度）



下水道施設（峠東浄化センター）



農業集落排水処理施設（身延町上之平）



コミュニティ・プラント（富士河口湖町本栖地区）



浄化槽（家庭用）

3 生活排水処理施設の整備による効果

生活排水処理施設の整備が進み、河川や湖沼などの公共用水域に未処理で流入する生活雑排水が減少したことにより、公共用水域の水質は、大幅に改善されました。

公共用水域水質における代表的な汚濁指標であるBOD（河川の指標）又はCOD（湖沼の指標）の平成7年度の環境基準達成率は37%でしたが、生活排水クリーン処理率の向上とともに改善が進み、近年は良好な状態で推移しており、令和6年度は96%となっています。

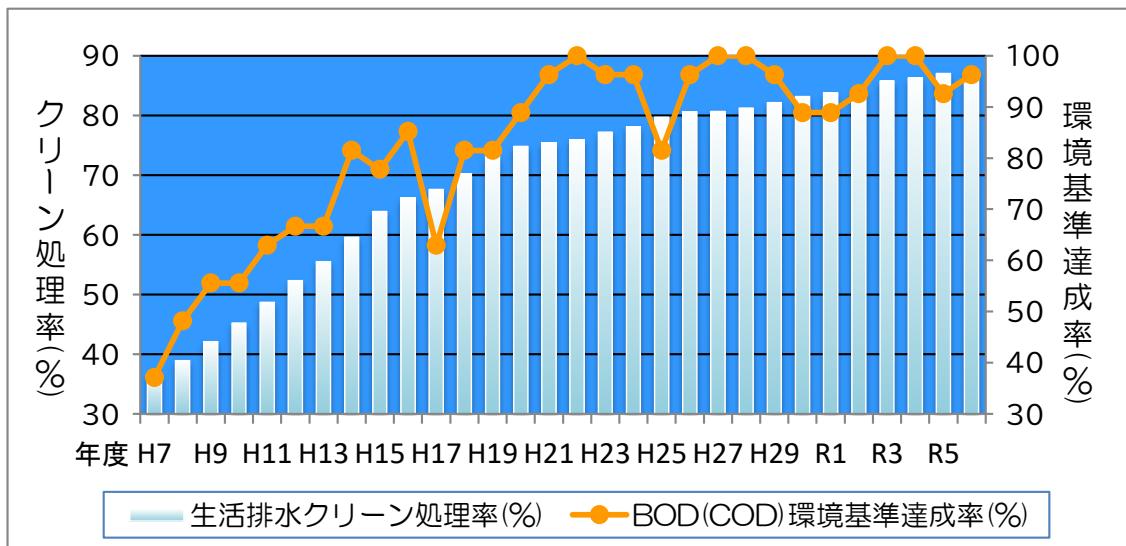


図2－7 生活排水処理施設の整備と公共用水域の水質

BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標（数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。）

COD：水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量で、湖沼等の有機汚濁を測る代表的な指標（数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。）

環境基準達成率：県内公共用水域27水域におけるBOD又はCODの環境基準を達成している水域の割合



濁川（甲府市）



富川（富士吉田市）

4 生活排水処理施設の整備・運営における課題

(1) 生活排水処理施設の整備における課題

①集合処理施設の整備事業費の減少

生活排水処理施設全体の8割を占める下水道の整備事業費は、全国的に公共投資が抑制されていることに加え、自治体の財政状況が厳しい状況を受け、減少傾向となっています。

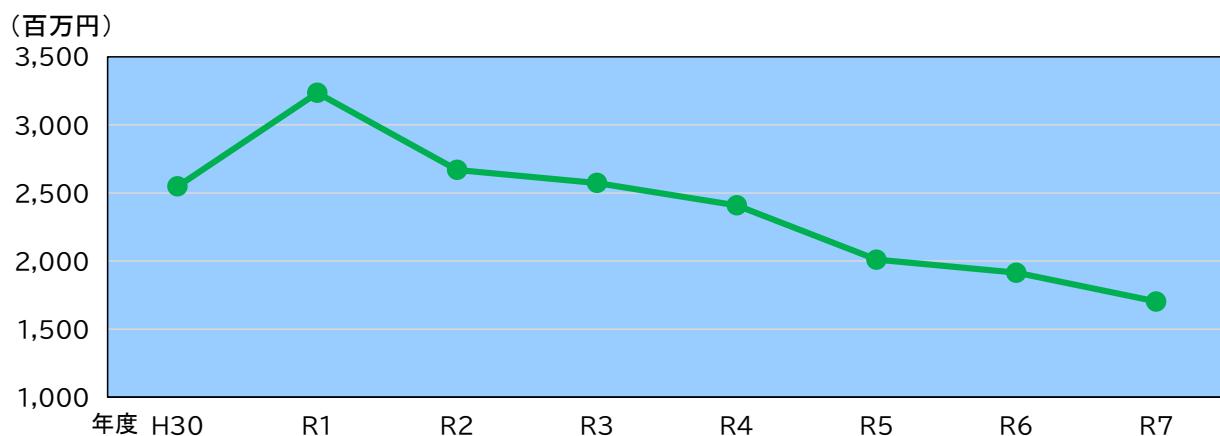


図2-8 県内市町村における社会資本整備総合交付金の事業費*

*市町村の下水道管きょ整備に係る事業費

②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の遅れ

過去に設置された単独処理浄化槽（みなし浄化槽）は、生活雑排水（台所やお風呂等からの排水）を処理できないことから、生活排水処理施設には該当しません*。

全浄化槽に対する単独処理浄化槽の割合は年々減少しているものの、令和5年度末で57.8%であり、半分以上が単独処理浄化槽となっています。

生活排水処理施設の整備を進めていく上で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が重要です。

*平成12年6月の浄化槽法の一部改正により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は設置できなくなりました。

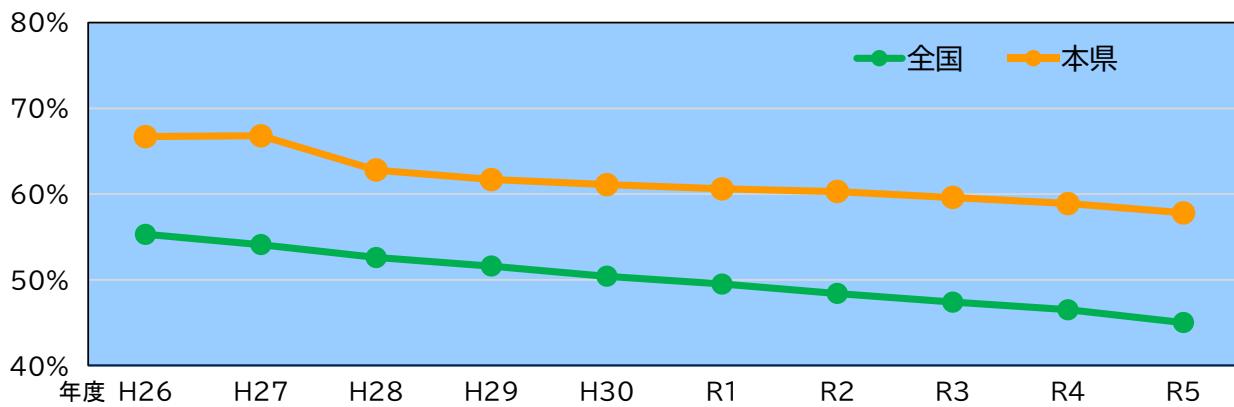


図2-9 単独処理浄化槽の割合の推移

(2) 生活排水処理施設の運営における課題

①集合処理施設の老朽化

本県の集合処理施設の竣工年度は、平成7年度から平成11年度頃がピークになっています。また、下水道管きょの整備も平成10年度から平成11年度がピークになっています。

生活排水処理施設の耐用年数を30年（土木建築設備を50年、機械電気設備を15年とした場合の耐用年数の目安）とした場合、今後、耐用年数を迎える施設が増大し、改築更新時期が一時期に集中します。

そのため、改築更新費用を平準化することや近接する処理区の統合による効率化を進めていく必要があります。

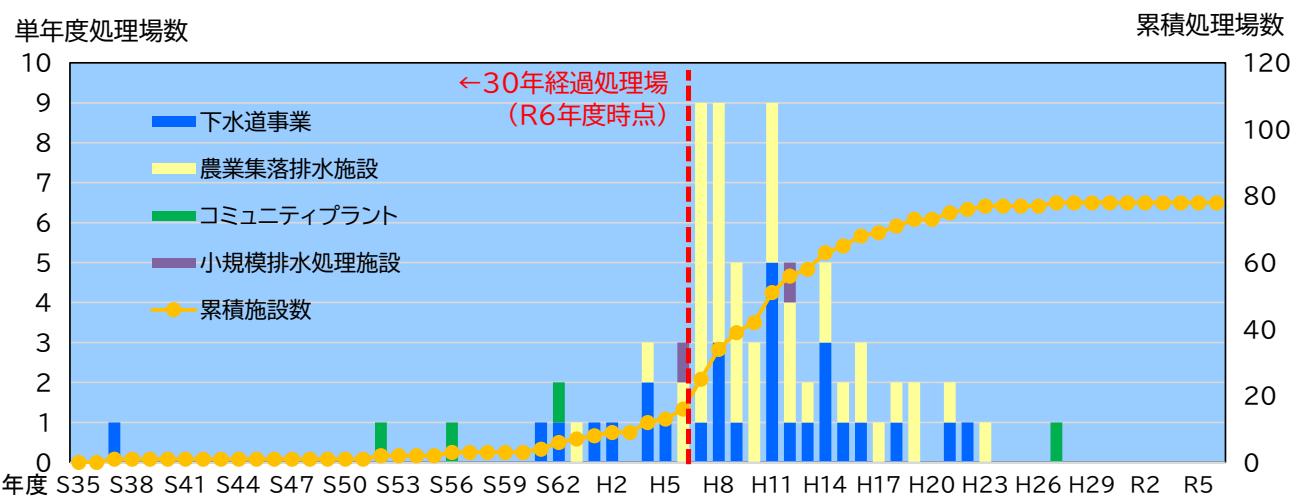


図2-10 竣工年度別度別生活排水処理施設数(集合処理)

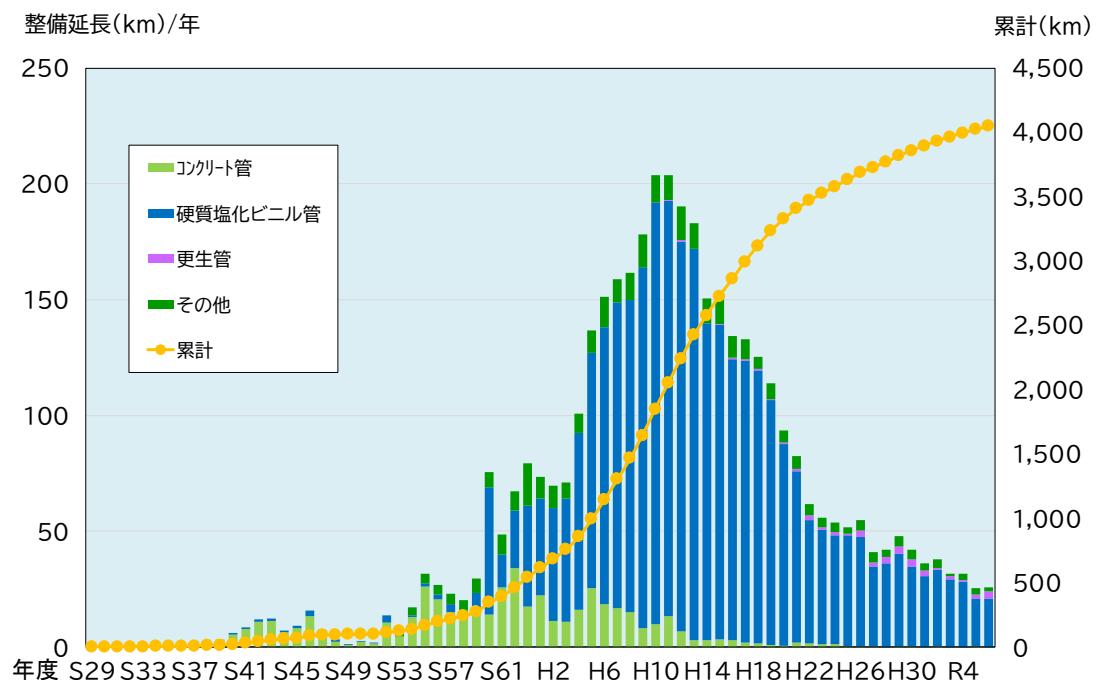


図2-11 本県の下水道管きょ整備延長



管きょ改築（更新）工事
上（更新前）下（更新後）



管きょ更生工事
上（更生前）下（更生後）

②人口減少、施設稼働率の低下

本県の人口は、平成14年以降減少し続け、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後も減少傾向は続くとみられています。

人口の減少に伴い、下水道や農業集落排水処理施設の施設稼働率は、50%程度と低い状況です。施設稼働率が低くなると、単位汚水量（有収水量）当たりの汚水処理費が増大する傾向になり、事業の経営悪化が懸念されることから、処理施設の統廃合等による事業運営の効率化を進める必要があります。

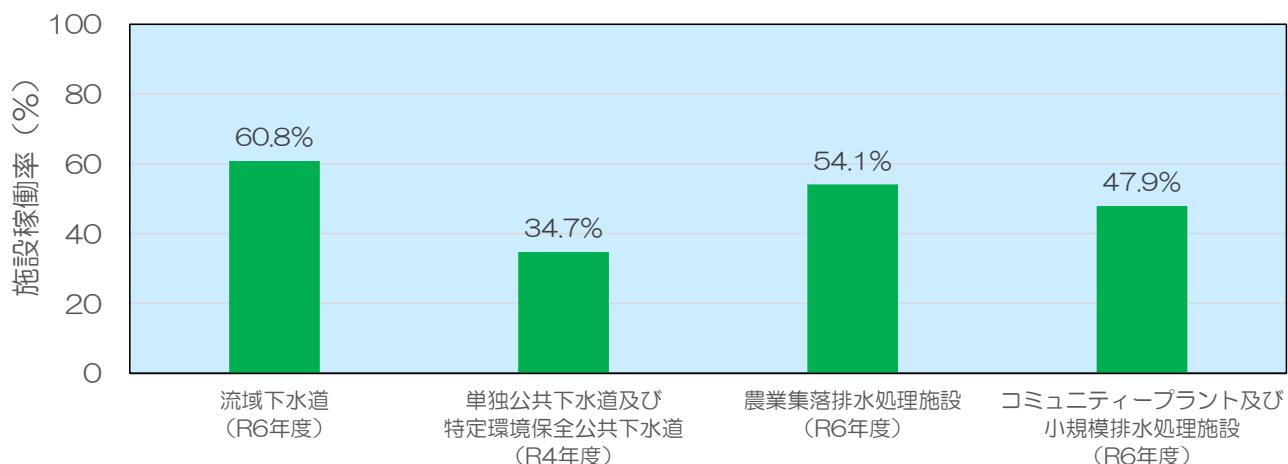


図2-12 各生活排水処理施設の平均施設稼働率

③下水道への未接続

本県の下水道水洗化率（下水道を利用する地区に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人の割合）は令和6年度末が89.3%で、全国平均（令和4年度末95.5%）に比べ低くなっています。

下水道事業の目的である公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全や健全な下水道経営のためには、下水道への接続が前提となることから、水洗化率向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

④浄化槽法定検査受検率の低迷

浄化槽法の規定により、浄化槽管理者には、浄化槽を使い始めた後3～8か月の間に受ける水質検査（7条検査）と、その後、毎年1回受ける定期検査（11条検査）の受検が義務づけられています。

本県の7条検査の受検率は全国と比べて同程度になっていますが、11条検査の受検率は令和5年度が18.5%と、全国平均の49.8%を大きく下回っています。

法定検査は、日常の維持管理が適切に行われ、浄化槽が適切に機能しているかを確認するための検査であることから、受検率向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

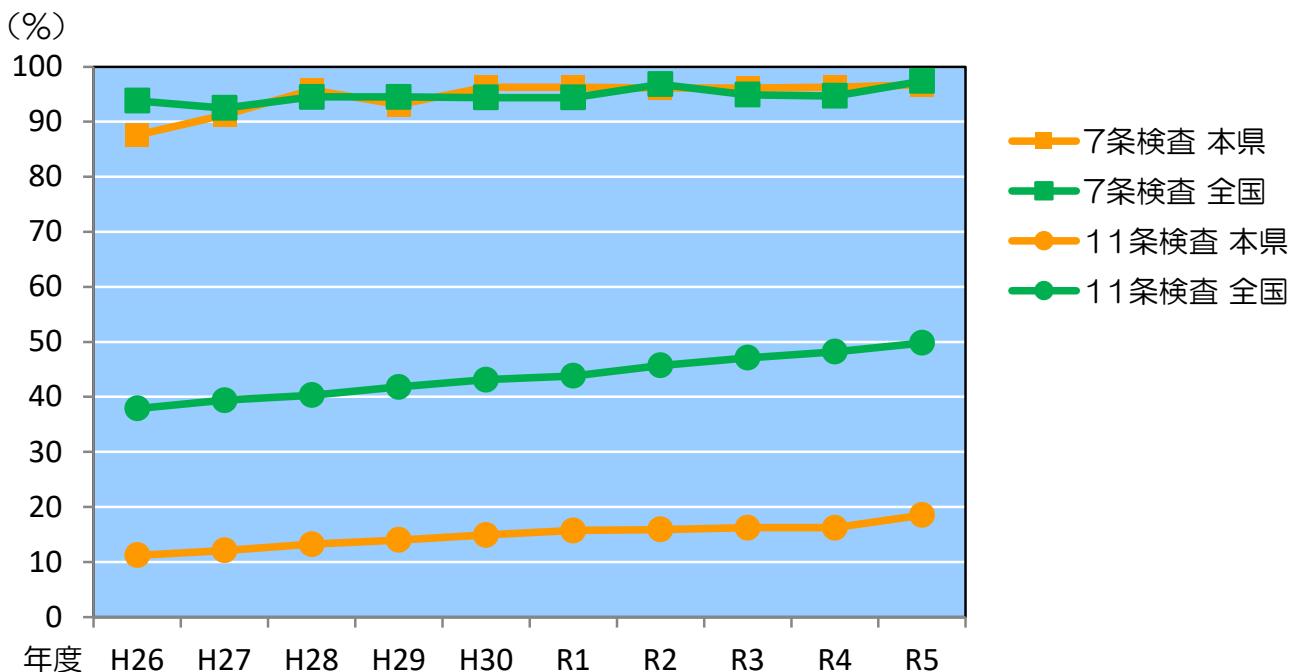


図2－13 法定検査受検率の推移

第3章 生活排水処理施設整備構想

1 生活排水処理施設整備構想の策定方針

生活排水処理施設の整備・運営における課題に対応するため、次のとおり策定方針を定めました。

方針1 生活排水処理施設の未整備区域の早期解消

- ・生活排水処理施設の未整備区域の解消を早期に達成するため、人口減少等を考慮し、市町村の整備計画を見直すこととする。

方針2 施設の効率的な改築・更新及び運営管理

- ・持続可能で安定した生活排水処理を推進するため、処理施設の統廃合による広域化や、事務・維持管理の共同化による費用の削減等を検討することとする。

【市町村における整備計画の見直し】

各市町村の整備計画については、令和3年の国からの依頼等によって見直しがなされました。見直しについては、国の「構想策定マニュアル」に基づき、次のような手順で行われています。

- ① 集合処理か個別処理かの判定の基となる検討単位区域を、一定の家屋集合体により設定し、検討単位区域毎の将来人口・将来家屋数を設定
- ② 検討単位区域について、経済性を基に、集合処理が有利か個別処理が有利かの比較を行い、さらに集合処理区域と個別処理区域との接続や、集合処理区域どうしの接続についても比較
- ③ 上記比較で得られた結果を基本としつつ、整備時期、地域特性及び地域住民の意向等を総合的に判断し、集合処理区域または個別処理区域を設定
- ④ ③で設定した処理区域毎に、未整備区域については整備時期、既整備区域については今後の改築・更新や統合等の時期を考慮して、事業の種類を検討
- ⑤ 中期的な（今後10年間の）施設整備手法と、長期的な（今後20年間の）施設整備・管理運営方法について、市町村の整備計画として取りまとめ

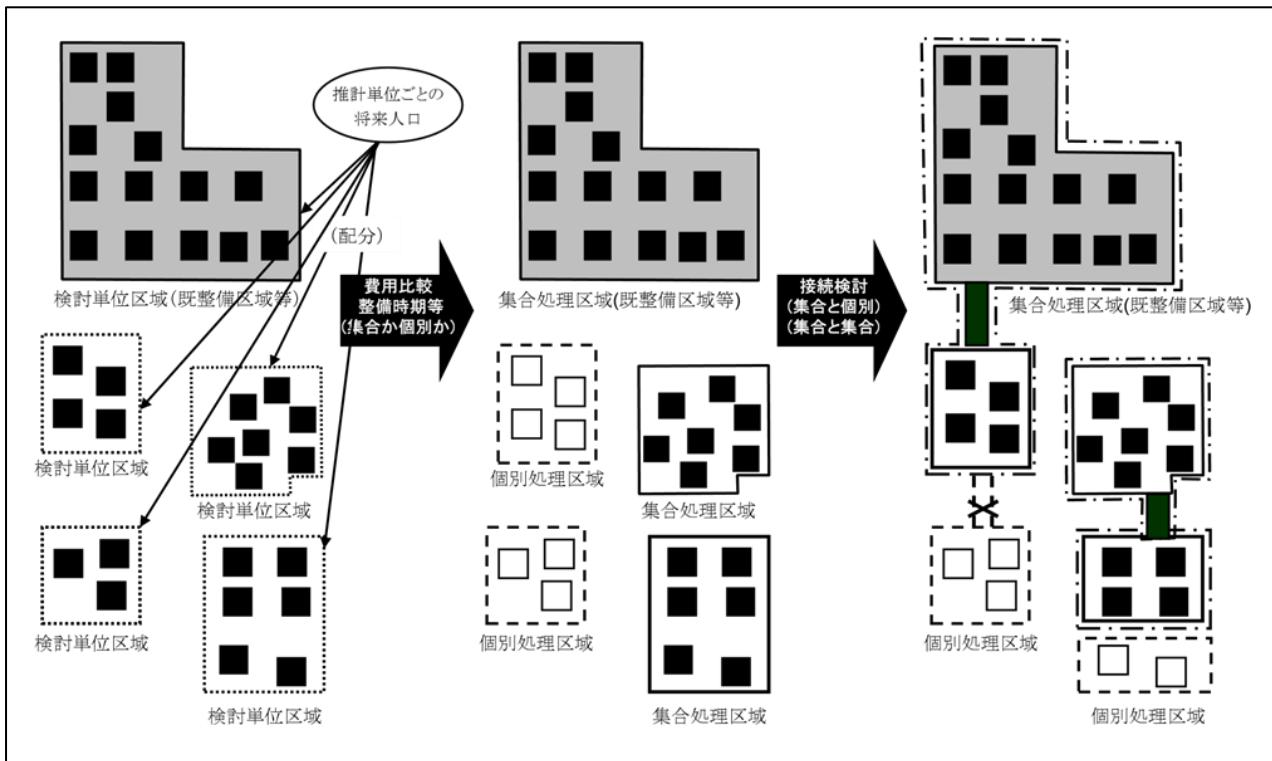


図3－1 処理区域設定のイメージ

2 生活排水処理施設整備構想の策定内容

(1) 目標年度

構想の目標年度については、国の「構想策定マニュアル」に基づき、基準年度から10年後である令和16年度を中期目標年度に、20年後の令和26年度を長期目標年度に設定しました。



(2) 将来人口の推計

本県の行政人口（住民基本台帳人口）は、令和6年度末で797,043人となっています。

県全体の将来推計人口については、各市町村の整備計画における人口の合算としています。各市町村における人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基本としていますが、市町村独自の推計値がある場合にはその値を優先しています。

表3－1 本構想の将来推計人口

年度	令和6年度	令和16年度	令和26年度
県人口(人)	797, 043	730, 641	670, 339

(3) 今後の処理区域の変更とその効果

経済性を基に整備手法の比較検討を行うとともに、整備時期、地域特性及び地域住民の意向等を総合的に検討したことにより、下水道区域のうち下水道の整備完了までに長期間を要する区域の一部を、短期間での施設整備が可能な浄化槽区域に変更しました。

これにより、施設整備完了までに要する全体としての事業費が抑制されるとともに、生活排水処理施設の整備が加速するものと期待されます。

また、前構想において、将来的に処理場を統合する計画としている集合処理施設については、統合する計画を維持していくこととしました。

これにより、増大する生活排水処理施設の維持管理費用が抑制され、持続的な生活排水処理システムの構築が図られるものと期待されます。

処理区域の変更等の具体的な計画は、次のとおりです。

- ・7市町の5下水道で、計画区域を拡張（計133ha）することで施設整備を加速
- ・5市町村の6下水道で、計画区域を縮小（計1,154ha）し、浄化槽の整備を図ることで全体としての事業費を抑制
- ・3市の農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラント等の15の処理場を近隣の処理場と統合するとともに（前構想を維持）、1町の下水道の処理場をコミュニティ・プラントに転換することで、持続的な生活排水処理システムの構築を推進

表3－2 処理場の統合等計画

集合処理施設の種類	処理場数		
	現況 令和6年度末	中期目標 令和16年度末	長期目標 令和26年度末
下水道	27	26	25
農業集落排水処理施設	43	39	32
コミュニティ・プラント	4	2	2
小規模集合排水処理施設	2	2	2

なお、中期目標（令和16年度）及び長期目標（令和26年度）における処理区域は、別図1（山梨県生活排水処理施設整備構想図）に示すとおりです。

(4) 中期目標及び長期目標

目標値は、これまでの構想と同様に生活排水クリーン処理率としました。

中期目標年度における目標値については93.0%、長期目標年度における目標値は95.0%に設定しました。

中期目標については、市町村の整備計画の進捗に基づき算定した数値です。

一方、長期目標については、国が概ね整備完了としている目標値95.0%を設定しました。市町村の整備計画の進捗に基づき算定すると96.8%となりますが、20年という長期スパンであり、市町村計画にも不確定要素があることから、国の目標値と同じとします。

現況に比べ、中期目標は5.4ポイント、長期目標は7.4ポイント増加することになります。



$$\text{生活排水クリーン処理率（%）} = \frac{\text{生活排水処理施設が整備された人口（人）}}{\text{県人口（人）}}$$

市町村別の目標値は、次ページのとおりです。

生活排水処理施設の整備が概ね完了（95%以上）している市町村は、令和6年度は9市町村にとどまっていますが、令和16年度（中期目標）は13市町村に、平成47年度（長期目標）には20市町村となります。（別図2：生活排水クリーン処理率の目標値（中期計画・長期計画））（別表1：生活排水クリーン処理率の目標値（年度別））

処理施設の種類については、次ページのとおり、県全体から見ると下水道による整備が主体となっていますが、それぞれの市町村に適した施設の整備が進められています。（別図3：生活排水処理施設の市町村別整備計画（中期計画・長期計画））

表3－3 市町村別「生活排水クリーン処理率」の目標値（単位：%）

市町村名	現況 令和6年度末	中期目標 令和16年度末	長期目標 令和26年度末
甲府市	99.1	99.3	99.4
富士吉田市	78.4	89.3	99.6
都留市	56.8	72.2	94.6
山梨市	74.0	86.3	92.5
大月市	50.1	64.6	83.0
韮崎市	88.6	93.2	97.7
南アルプス市	81.6	89.5	95.5
北杜市	97.7	99.3	99.9
甲斐市	91.5	99.2	100.0
笛吹市	87.9	88.1	88.2
上野原市	69.6	73.8	79.6
甲州市	76.5	87.2	99.5
中央市	96.9	100.0	100.0
市川三郷町	97.7	98.7	100.0
早川町	67.2	69.8	74.5
身延町	87.5	92.8	96.3
南部町	95.5	95.6	95.6
富士川町	86.9	90.7	98.8
昭和町	97.2	100.0	100.0
道志村	91.8	95.0	98.0
西桂町	75.9	99.9	100.0
忍野村	89.1	98.5	100.0
中山湖村	79.8	85.3	91.2
鳴沢村	66.4	86.0	100.0
富士河口湖町	95.9	97.5	98.3
小菅村	100.0	100.0	100.0
丹波山村	100.0	100.0	100.0
合計	87.6	93.0	96.8

→県の
目標値は
95.0%

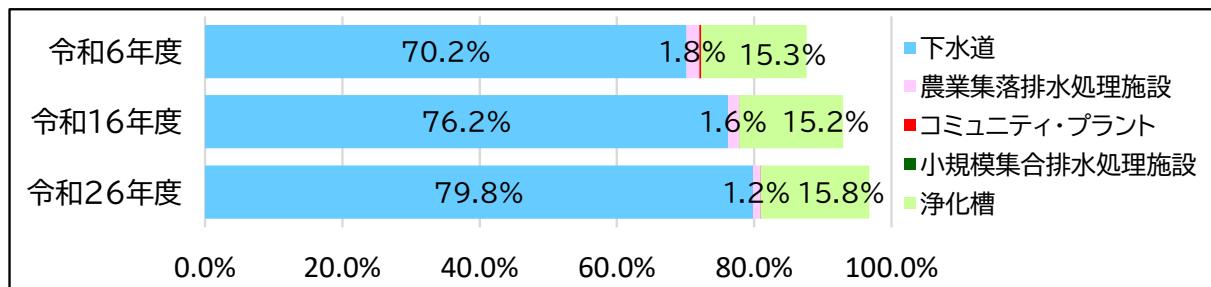


図3－2 生活排水処理施設の種類別割合

第4章 生活排水処理施設の整備等の推進

1 計画的かつ効率的な施設整備

新しい構想に基づき、未整備地域の早期解消を目指し、計画的かつ効率的に施設整備を進めています。

下水道の整備については、未整備地域の解消を目指す社会実験である「下水道クイックプロジェクト」で得られた成果など、低成本・短期間で下水道整備を進める新手法の活用を検討することで、効率的な整備推進を図ります。

浄化槽の整備については、単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村では、国の交付金や県の補助制度を活用し、浄化槽の設置や宅内配管工事等の費用に対して、引き続き補助をしていきます。

また、公共浄化槽（市町村が設置・管理する浄化槽）の整備事業導入についても検討を進め、浄化槽の一層の整備推進を図っていきます。

2 集合処理施設のストックマネジメント

広域的に生活排水を処理する施設である下水道の施設（ストック）については、日々劣化し、点検・調査、修繕・改築のコストの増大を招くとともに、最悪の場合、管路の破損等による道路陥没や汚水の流出及び処理施設の停止による公共用水域の水質悪化などの社会的に重大な影響を及ぼすリスクもはらんでいます。

これらの課題に対応するためには、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、下水道施設を適切に管理（＝ストックマネジメント）していく必要があります。

このため、県及び市町村では、下水道ストックマネジメント計画を策定しており、同計画に基づき、施設の計画的かつ効率的な維持管理を実施していきます。

表4－1 下水道ストックマネジメント計画策定状況（令和7年3月）

流域・市町村名	改築実施計画期間
富士北麓流域	令和3年～7年度
峡東流域	令和3年～7年度
釜無川流域	令和3年～7年度
桂川流域	令和3年～7年度
甲府市	令和4年～8年度
富士吉田市	令和5年～9年度
大月市	令和5年～9年度
北杜市	令和6年～10年度
甲斐市	令和4年～8年度
笛吹市	令和7年～11年度
上野原市	令和7年～11年度
甲州市	令和5年～9年度
中央市	令和6年～10年度
身延町	令和2年～7年度
富士川町	令和4年～8年度
山中湖村	令和5年～9年度

3 生活排水処理施設に係る普及啓発

（1）下水道水洗化率の向上

他自治体の取り組み事例や先進事例の情報を収集するとともに、下水道施設の見学や下水道の出前講座等を実施し、県と市町村で協力して普及啓発活動に努めます。



下水道施設の見学



下水道 出前講座

(2) 净化槽の適正な維持管理

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する施設であるため、日常の維持管理が適切に行われないと、その効果を十分に発揮することはできません。

このため、浄化槽法では、浄化槽管理者に対して、保守点検と清掃の実施、及び県の指定検査機関が実施する検査（法定検査）を受けることが義務付けられています。

本県の法定検査の受検率は、令和5年度末で18.5%であり、全国平均(49.8%)と比較して低いことから、法定検査の受検率の向上が喫緊の課題です。

新たに浄化槽を設置される方に対しては、市町村と連携しながら、浄化槽の維持管理方法に係る講習会（Web）の受講を案内する等の方法により、普及・啓発を図っていきます。

既に浄化槽を使用している方に対しては、個別に法定検査の受検を促す文書を郵送するとともに、県や市町村の広報誌やテレビ、ラジオなどの様々な広報媒体を活用することにより、普及・啓発を実施していきます。また、併せて、指定検査機関の検査体制の整備も図っていきます。



浄化槽法定検査

The brochure includes:

- Q: 保守実施、清掃の威力に、有れば法定検査も受けなければならぬですか？**
A: 浄化槽は、衛生的の働きを有して汚水を処理する装置ですので、微生物が活動しやすい環境を保つよう常に保守管理を行なうことが必要です。そのため、浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・消毒の義務が定められています。
- Q: 法定検査は、何時どちらの場所でどこで行われているか、浄化槽がどうらしくしていいのか具体的に利用するための検査ですか？**
A: 法定検査は、必ずしもいつでもどこで行われているか、浄化槽がどうらしくしていいのか具体的に利用するための検査です。
- Q: はじめて法定検査のことを聞きました。今になって、検査権限をもってくらべどどうですか？**
A: 法定検査は浄化槽が施行された約6ヶ月から義務づけられています。県では、市町村と連携しながら法定検査の実施を実現してきましたが、監視が十分でない場合は、市町村の権限をもつて法定検査を実施するため、市町村が権限をもつて法定検査を行なうべきです。今般、法定検査を委託し玉木町、西川町、猪苗代町から4年計畫で、法定検査を実施していくために検査権限をもつて法定検査を実施しています。

【法定検査の申込み料】
①山梨県浄化槽協会（山梨県法定検査協会）
所在地：〒400-0054 山梨県笛吹市下条町 965
電話：055-225-5118

【問い合わせ窓口】
〒400-0054 山梨県笛吹市下条町 965
電話：055-225-5118

法定検査の普及啓発用チラシ

4 進行管理

(1) ベンチマーク（指標）の設定

施設整備の進捗状況について、「生活排水クリーン処理率」をベンチマークとして設定し、進行管理を行っていきます。

また、本構想においてベンチマークとしては設定しないものの、施設整備の効果をより一層高めるため、下水道水洗化率及び浄化槽法定検査受検率の向上を目指します。

(2) 進捗管理とフォローアップ

構想の計画的な推進には、進捗状況の的確な把握が必要であることから、生活排水処理施設の整備が計画どおりに行われているか進捗管理を行い、公表していくことが重要です。

このため、県では、毎年、市町村ごとの生活排水クリーン処理率及び計画に対する進捗率を県ホームページに掲載することにより公表するとともに、進捗が遅れている市町村に対しては、事業計画や進捗管理方法等について検証し、フォローアップを行っていきます。

また、下水道水洗化率及び浄化槽法定検査受検率についても、県ホームページに掲載し公表していきます。

（3）構想の定期的な検証と新しい構想の策定

構想は、現状を踏まえて5年ごとに検証を行います。

その結果、目標値や整備計画等の見直しが必要である場合は、新しい構想を策定します。

この他にも、市町村整備計画の大幅な見直しが行われた場合や、社会情勢の変化等があった場合にも、必要に応じて新しい構想を策定します。

別図1 山梨県生活排水処理施設整備構想図

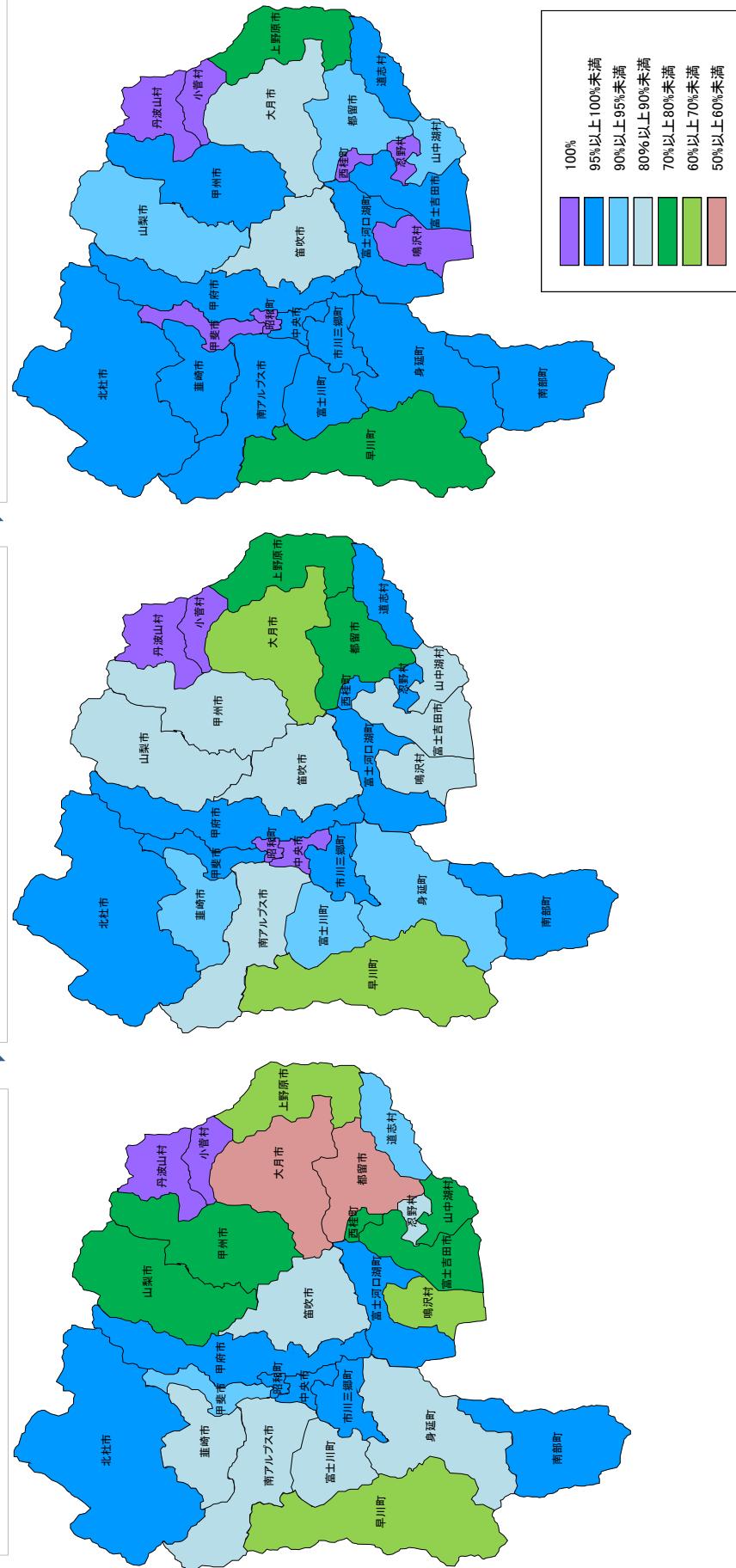
パブリックコメント終了後に作成するため省略

別図2 生活排水クリーン処理率の目標値（中期計画・長期計画）

現況：令和6年度市町村別生活排水クリーン処理率（県全体 87.6%）

中期計画：令和16年度市町村別生活排水クリーン処理率（県全体 92.9%）

長期計画：令和26年度市町村別生活排水クリーン処理率（県全体 96.7%）

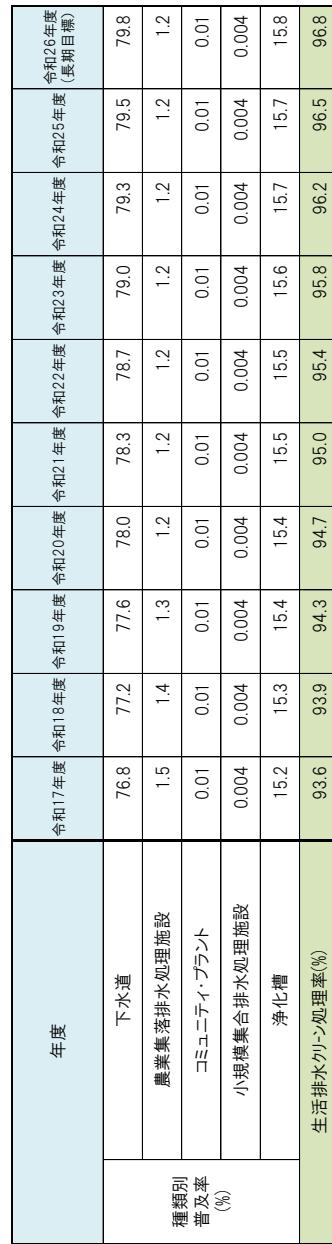


別図3 生活排水処理施設の市町村別整備計画（中期計画・長期計画）

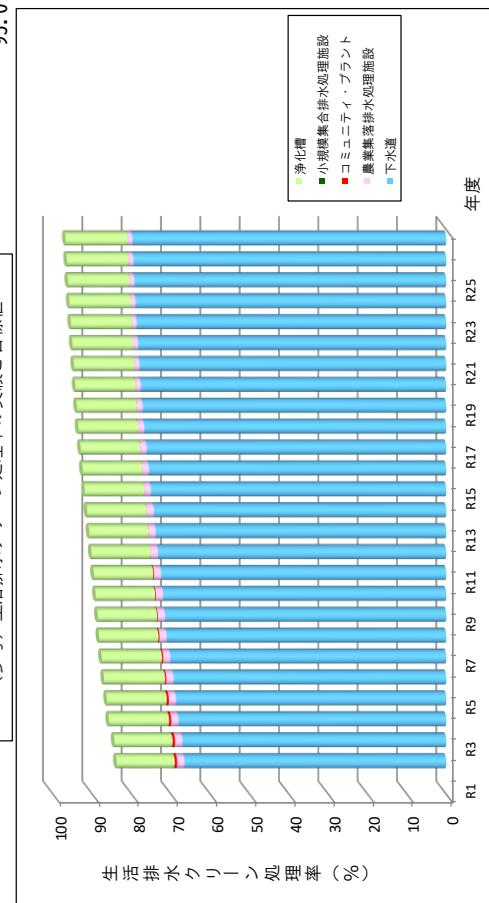


別表1 生活排水クリーン処理率の目標値（年度別）

年度	令和6年度 基準年次 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度 (中期目標)	
											令和6年度 基準年次 (実績)	令和7年度
種類別 普及率 (%)	下水道	70.2	71.1	71.5	72.0	72.5	73.3	73.9	74.4	75.1	75.6	76.2
	農業集落排水処理施設	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6
	コミュニティ・プラント	0.30	0.25	0.18	0.18	0.18	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	/規模集合排水処理施設	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	浄化槽	15.3	15.1	15.1	15.1	15.1	15.0	15.1	15.1	15.2	15.2	15.2
	生活排水リユース率(%)	87.6	88.3	88.6	89.1	89.6	90.2	90.8	91.3	91.9	92.5	93.0



→県の
目標値は
95.0%



(参考) 生活排水クリーン処理率の実績と目標値

山梨県森林環境部大気水質保全課
甲府市丸の内1-6-1 別館1階
電話 055-223-1511